

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前				頁	修正案				修正理由等																																																		
1	第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的 （略） 第 2 節 計画の性格 （略） 第 3 節 計画の周知徹底 （略）				1	第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的 （略） 第 2 節 計画の性格 （略） 第 3 節 計画の周知徹底 （略）																																																						
4	第 4 節 計画の基礎とすべき災害の想定 1 ～ 2 （略） 3 緊急事態における判断基準 （略） （ 1 ） （略）				4	第 4 節 計画の基礎とすべき災害の想定 1 ～ 2 （略） 3 緊急事態における判断基準 （略） （ 1 ） （略）																																																						
5	（ 2 ） 運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level） （略） 表 1 － 4 － 2 緊急事態区分と EAL の枠組み 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力 <u>株式会社福島第一原子力</u> 発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除く。）に係る原子 炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号 の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を 除く。）に適用される基準				5	（ 2 ） 運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level） （略） 表 1 － 4 － 2 緊急事態区分と EAL の枠組み 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力 <u>ホールディングス株式会社</u> 福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除 く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が 存在しない場合を除く。）に適用される基準				組織名称の変更																																																		
5	<table><tr><td rowspan="8">緊急事態 区分 分類</td><td>警戒事態 (Alert)</td><td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td><td>全面緊急事態 (General Emergency)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>				緊急事態 区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)			(略)			(略)			(略)			(略)			(略)			(略)			5	<table><tr><td rowspan="8">緊急事態 区分 分類</td><td>警戒事態 (Alert)</td><td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td><td>全面緊急事態 (General Emergency)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>				緊急事態 区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)			(略)			(略)			(略)			(略)			(略)			(略)			県地域防災計画変更の反映
緊急事態 区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																																									
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
緊急事態 区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																																									
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
6	<table><tr><td>原子炉停止 機能</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(冷却材 漏えい)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(給水・ 注水)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(残留熱 除去)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(炉心損 傷)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>電源供給機能 (交流電源)</td><td colspan="3">(略)</td></tr></table>				原子炉停止 機能	(略)			原子炉冷却 機能(冷却材 漏えい)	(略)			原子炉冷却 機能(給水・ 注水)	(略)			原子炉冷却 機能(残留熱 除去)	(略)			原子炉冷却 機能(炉心損 傷)	(略)			電源供給機能 (交流電源)	(略)			6	<table><tr><td>原子炉停止 機能</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(冷却材 漏えい)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(給水・ 注水)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(残留熱 除去)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>原子炉冷却 機能(炉心損 傷)</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>電源供給機能 (交流電源)</td><td colspan="3">(略)</td></tr></table>				原子炉停止 機能	(略)			原子炉冷却 機能(冷却材 漏えい)	(略)			原子炉冷却 機能(給水・ 注水)	(略)			原子炉冷却 機能(残留熱 除去)	(略)			原子炉冷却 機能(炉心損 傷)	(略)			電源供給機能 (交流電源)	(略)					
原子炉停止 機能	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(冷却材 漏えい)	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(給水・ 注水)	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(残留熱 除去)	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(炉心損 傷)	(略)																																																											
電源供給機能 (交流電源)	(略)																																																											
原子炉停止 機能	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(冷却材 漏えい)	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(給水・ 注水)	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(残留熱 除去)	(略)																																																											
原子炉冷却 機能(炉心損 傷)	(略)																																																											
電源供給機能 (交流電源)	(略)																																																											

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前				頁	修正案				修正理由等
7	電源供給機能 (直流電源)	(略)			7	電源供給機能 (直流電源)	(略)			
	原子炉停止中 水位	(略)				原子炉停止中 水位	(略)			
	使用済燃料 プール水位	(略)				使用済燃料 プール水位	(略)			
	格納容器圧力 逃がし装置の 使用	(略)				格納容器圧力 逃がし装置の 使用	(略)			
	格納容器機能	(略)				格納容器機能	(略)			
	放射性物質の 閉じ込めに関 する機能	(略)				放射性物質の 閉じ込めに関 する機能	(略)			
8	原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室 <u>及び</u> 原 子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなる ことにより原子炉を停 止する機能及び冷温停 止状態を維持する機能 が喪失すること、又は 原子炉若しくは使用済 燃料貯蔵槽に異常が発 生した場合において、 原子炉制御室に設置す る原子炉施設の状態を 表示する 装置若しく は原子炉施設の異常を 表示する 警報装置 の全ての機能が喪失す ること。	8	原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室が使用で きない場合に原子炉制 御室外操作盤室若しく は緊急時制御室が使用 できなくなること、 又は原子炉若しくは使 用済燃料貯蔵槽に異常 が発生した場合に 原 子炉施設の状態を表示 する全ての装置若しく は原子炉施設の異常を 表示する全ての警報装 置 (いずれも原子炉制 御室及び緊急時制御室 に設置されたものに限 る。)が使用できなくな ること。	
	通信設備	(略)				通信設備	(略)			
	火災又は溢水	(略)				火災又は溢水	(略)			
	外的事象及び その他事象	(略)				外的事象及び その他事象	(略)			
	周辺監視区域 放射線量率	(略)				周辺監視区域 放射線量率	(略)			
9	周辺監視区域 放射性物質濃 度等	(略)			9	周辺監視区域 放射性物質濃 度等	(略)			
10	実用発電用原子炉(東京電力 株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(原 子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であ って、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済 燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた				10	実用発電用原子炉(東京電力 <u>ホールディングス</u> 株式会社福島第一原子力発電所原 子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転 等のための施設(原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しな いものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する 施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力				

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																
	もの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準 (略)		規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準 (略)																	
14	第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 (略) <table><tr><td colspan="2">原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td></tr><tr><td colspan="2">1. 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5 km」が目安となる。<u>区分に応じて、即時避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階か</u></td></tr><tr><td colspan="2">女川原子力発電所2号炉・3号炉 前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、荻浜</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略)	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域		1. 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5 km」が目安となる。 <u>区分に応じて、即時避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階か</u>		女川原子力発電所2号炉・3号炉 前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、荻浜		(略)		13	第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 (略) <table><tr><td colspan="2">原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td></tr><tr><td colspan="2">1. 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5 km」が目安となる。<u> </u></td></tr><tr><td colspan="2">女川原子力発電所2号炉・3号炉 前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、荻浜</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略)	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域		1. 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5 km」が目安となる。 <u> </u>		女川原子力発電所2号炉・3号炉 前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、荻浜		(略)		記載の削除
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																				
1. 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5 km」が目安となる。 <u>区分に応じて、即時避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階か</u>																				
女川原子力発電所2号炉・3号炉 前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、荻浜																				
(略)																				
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																				
1. 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5 km」が目安となる。 <u> </u>																				
女川原子力発電所2号炉・3号炉 前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、荻浜																				
(略)																				
15	また、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、本市、女川町（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町 <u>(以下「関係周辺市町」という。)</u> であり、県及び関係市町は連携して原子力災害に対応するものとする。 (略)	14	また、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、本市、女川町（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町 <u> </u> であり、県及び関係市町は連携して原子力災害に対応するものとする。 (略)	記載の削除																
16	第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置 (略)	15	第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置 (略)	委員意見の反映修正																
17	第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略) 1～8 (略)	16	第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略) 1～8 (略)																	
20	9 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>事務又は業務</td></tr><tr><td>独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北グループ</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>東日本電信電話</u> 株式会社宮城事業部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>株式会社NTTドコモ 東北支社</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	事務又は業務		独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北グループ	(略)	<u>東日本電信電話</u> 株式会社宮城事業部	(略)	株式会社NTTドコモ 東北支社	(略)	19	9 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>事務又は業務</td></tr><tr><td>独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北グループ</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>NTT東日本</u>株式会社 宮城事業部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>株式会社NTTドコモ 東北支社</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北グループ	(略)	<u>NTT東日本</u> 株式会社 宮城事業部	(略)	株式会社NTTドコモ 東北支社	(略)
機関名	事務又は業務																			
独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北グループ	(略)																			
<u>東日本電信電話</u> 株式会社宮城事業部	(略)																			
株式会社NTTドコモ 東北支社	(略)																			
機関名	事務又は業務																			
独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北グループ	(略)																			
<u>NTT東日本</u> 株式会社 宮城事業部	(略)																			
株式会社NTTドコモ 東北支社	(略)																			

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前		頁	修正案		修正理由等
21	KDDI株式会社 東北総支社	(略)	20	KDDI株式会社 東北総支社	(略)	
	ソフトバンク 株式会社	(略)		ソフトバンク 株式会社	(略)	
	楽天モバイル 株式会社	(略)		楽天モバイル 株式会社	(略)	
	日本赤十字社 宮城県支部	(略)		日本赤十字社 宮城県支部	(略)	
	日本放送協会 仙台放送局	(略)		日本放送協会 仙台放送局	(略)	
	東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	(略)		東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	(略)	
	日本貨物鉄道 株式会社東北支社	(略)		日本貨物鉄道 株式会社東北支社	(略)	
	東日本高速道路 株式会社東北支社	(略)		東日本高速道路 株式会社東北支社	(略)	
	日本銀行仙台支店	(略)		日本銀行仙台支店	(略)	
	東北電力株式会社	(略)		東北電力株式会社	(略)	
21	10～12 (略)		20	10～12 (略)		
23	第7節 関係機関による応援協力 (略)		22	第7節 関係機関による応援協力 (略)		
24	第8節 原子力防災体制等の整備 (略)		23	第8節 原子力防災体制等の整備 (略)		
			24	<u>(空白ページ挿入)</u>		
25	第2章 原子力災害事前対策		25	第2章 原子力災害事前対策		
25	第1節 基本方針 (略)		25	第1節 基本方針 (略)		
26	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 (略)		26	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 (略)		
27	第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査 (略)		27	第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査		
28	第4節 原子力防災専門官との連携 (略)		28	第4節 原子力防災専門官との連携 (略)		
29	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)		29	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)		
30	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1)～(4) (略)		30	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1)～(4) (略)		

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
31	(5) 移動通信系の活用体制 市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話__、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。__ (6) (略)	31	(5) 移動通信系の活用体制 市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話・ <u>衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム</u> 、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。 <u>なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u> (6) (略)	県地域防災計画変更の反映
31 33	2 (略) 3 通信手段の確保・経路の多様化等 (略) (1) 防災行政無線等の__活用 __住民等への的確な情報伝達を図るため、移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線の整備__や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用に努めるものとする。 (2) (略)	31 33	2 (略) 3 通信手段の確保・経路の多様化等 (略) (1) 防災行政無線等の <u>確保</u> ・活用 <u>市は、国や県と連携し、</u> 住民等への的確な情報伝達を図るため、移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線の整備・ <u>多重化・耐震化</u> や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用に努めるものとする。 (2) (略)	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
33	(3) 機動性のある緊急通信手段の確保 市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛__車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。 (4) 災害時優先電話等の活用 市は、 <u>東日本電信電話</u> 株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。 (5)～(7) (略)	33	(3) 機動性のある緊急通信手段の確保 市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛 <u>星</u> 車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。 (4) 災害時優先電話等の活用 市は、 <u>NTT 東日本</u> 株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。 (5)～(7) (略)	誤記の訂正 委員意見の反映修正
34	第7節 緊急事態応急体制の整備 (略) 市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。 また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする__ 1 (略) 2 災害対策本部体制等の整備 市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合 <u>も</u> しくは自らの判断により、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。 (略) 3 (略)	34	第7節 緊急事態応急体制の整備 (略) 市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。 また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。 <u>。</u> 1 (略) 2 災害対策本部体制等の整備 市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合 <u>若</u> しくは自らの判断により、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。 (略) 3 (略)	用語の統一

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
35	4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制 (1) (略) (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員 原子力災害合同対策協議会は、<u>国の原子力災害合同対策協議会</u>、国の <u> </u> 現地対策本部長、県の現地災害対策本部長、関係市町の各々の災害対策本部の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。 (3) (略) 5～6 (略)	35	4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制 (1) (略) (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員 原子力災害合同対策協議会は、 <u> </u> 国の <u>原子力災害</u> 現地対策本部長、県の現地災害対策本部長、関係市町の各々の災害対策本部の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。 (3) (略) 5～6 (略)	県地域防災計画変更の反映
35	7 防災関係機関相互の連携体制 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市町、自衛隊、警察 <u> </u> 消防、 <u> </u> 海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 8～10 (略)	35	7 防災関係機関相互の連携体制 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市町、自衛隊、警察 <u> </u> 消防、 <u>第二管区</u> 海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 8～10 (略)	県地域防災計画変更の反映
38	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)	38	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)	

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
39	第9節 モニタリング体制等 1 モニタリング体制 (略) ※参考 宮城県原子力災害対策編(第2章第9節)の抜粋 第9節 モニタリング体制等 (略) 1 緊急時モニタリング計画の策定及び修正 (略) 2 モニタリング設備・機器等の整備・維持 (略) また、県は、<u>オフサイトセンター</u>等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。 3 緊急時モニタリング要員の確保 (略) 4 緊急時モニタリングの体制及び役割 県は、緊急時モニタリングセンターの役割等に協力するものとする。このため、県現地災害対策本部モニタリング<u>班</u>とその指揮下の<u>モニタリングチームで構成する</u>モニタリング実施組織及びモニタリング<u>班長</u>、チームの役割等を定めるとともに、緊急時モニタリングセンターとの連携について定めておくものとする。 緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、初動時においてセンター長が不在の間は、県現地災害対策本部のモニタリング<u>班長</u>が代行する体制とする。 5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備 (略) 6 緊急時モニタリングの結果 (略) * 宮城県緊急時モニタリング計画 (資料2-7-3)	39	第9節 モニタリング体制等 1 モニタリング体制 (略) ※参考 宮城県原子力災害対策編(第2章第9節)の抜粋 第9節 モニタリング体制等 (略) 1 緊急時モニタリング計画の策定及び修正 (略) 2 モニタリング設備・機器等の整備・維持 (略) また、県は、<u>対策拠点施設</u>等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。 3 緊急時モニタリング要員の確保 (略) 4 緊急時モニタリングの体制及び役割 県は、緊急時モニタリングセンターの役割等に協力するものとする。このため、県現地災害対策本部モニタリング<u>チーム</u>とその指揮下の__モニタリング実施組織及びモニタリング<u>チームリーダー</u>、チームの役割等を定めるとともに、緊急時モニタリングセンターとの連携について定めておくものとする。 緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、初動時においてセンター長が不在の間は、県現地災害対策本部のモニタリング<u>チームリーダー</u>が代行する体制とする。 5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備 (略) 6 緊急時モニタリングの結果 (略) * 宮城県緊急時モニタリング計画 (資料2-7-3)	県地域防災計画変更の反映
40		40		
41	第10節 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備 (略)	41	第10節 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備 (略)	
42	第11節 複合災害に備えた体制の整備 (略)	42	第11節 複合災害に備えた体制の整備 (略)	
43	第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 (略)	43	第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 (略)	
44	第13節 避難受入活動体制の整備 1 (略) 2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 (略) 市は、<u>新型インフルエンザ感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。(略)	44	第13節 避難受入活動体制の整備 1 (略) 2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 (略) 市は、__感染症対策のため、平常時から、避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。(略)	県地域防災計画変更の反映
45	(2)～(5) (略)	45	(2)～(5) (略)	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
45	(6) 被災者支援の仕組みの整備 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、 <u>被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	45	(6) 被災者支援の仕組みの整備 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、 <u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	県地域防災計画変更の反映
45	(7) 避難所等における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所等において、貯水槽、井戸、 <u>仮設トイレ、マット、簡易ベッド</u> 、非常用電源、 <u>衛星携帯電話</u> 等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。	45	(7) 避難所等における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所等において、貯水槽、井戸、 <u>給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド</u> 、非常用電源、 <u>ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u> 等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。	県地域防災計画変更の反映
45	(8) 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド <u>、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や</u> <u>新型インフルエンザ感染症を含む</u> 感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子どもにも配慮するものとする。 (略)	45	(8) 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド <u>等の簡易ベッド</u> 、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子どもにも配慮するものとする。</u> (略)	県地域防災計画変更の反映
45	3 避難行動要支援者に関する措置 (1) 市は、 <u>避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）</u> ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u></u>	46	3 避難行動要支援者に関する措置 (1) 市は、 <u>避難支援等に携わる関係者と連携のもと、</u> 避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
46	(2) (略)	46	(2) (略)	
46	(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、 <u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</u> その際、名簿情報の漏 <u>洩</u> の防止等必要な措置を講じるものとする。 (4)～(5) (略)	46	(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、 <u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 その際、名簿情報の漏 <u>えい</u> の防止等必要な措置を講じるものとする。 (4)～(5) (略)	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等								
46	4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>	46	4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (1)～(3) (略) <u>(4) 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画変更の反映								
47	5～10 (略)	47	5～10 (略)									
48	第 14 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 (略)	48	第 14 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 (略)									
49	第 15 節 緊急輸送活動体制の整備 <table><tr><td>主 な 実 施 担 当</td><td>☐危機対策課 ☐道路課 ☐健康推進課 ☐病院局</td></tr><tr><td>防 災 関 係 機 関 等</td><td>☐ (公社)宮城県トラック協会石巻支部 ☐東日本旅客鉄道(株)仙台支社 ☐<u>宮城県</u>東部土木事務所 ☐石巻警察署 ☐河北警察署</td></tr></table>	主 な 実 施 担 当	☐ 危機対策課 ☐ 道路課 ☐ 健康推進課 ☐ 病院局	防 災 関 係 機 関 等	☐ (公社)宮城県トラック協会石巻支部 ☐ 東日本旅客鉄道(株)仙台支社 ☐ <u>宮城県</u> 東部土木事務所 ☐ 石巻警察署 ☐ 河北警察署	49	第 15 節 緊急輸送活動体制の整備 <table><tr><td>主 な 実 施 担 当</td><td>☐危機対策課 ☐道路課 ☐健康推進課 ☐病院局</td></tr><tr><td>防 災 関 係 機 関 等</td><td>☐ (公社)宮城県トラック協会石巻支部 ☐東日本旅客鉄道(株)仙台支社 ☐<u>東部</u>土木事務所 ☐石巻警察署 ☐河北警察署</td></tr></table>	主 な 実 施 担 当	☐ 危機対策課 ☐ 道路課 ☐ 健康推進課 ☐ 病院局	防 災 関 係 機 関 等	☐ (公社)宮城県トラック協会石巻支部 ☐ 東日本旅客鉄道(株)仙台支社 ☐ <u>東部</u> 土木事務所 ☐ 石巻警察署 ☐ 河北警察署	県担当課意見の反映修正
主 な 実 施 担 当	☐ 危機対策課 ☐ 道路課 ☐ 健康推進課 ☐ 病院局											
防 災 関 係 機 関 等	☐ (公社)宮城県トラック協会石巻支部 ☐ 東日本旅客鉄道(株)仙台支社 ☐ <u>宮城県</u> 東部土木事務所 ☐ 石巻警察署 ☐ 河北警察署											
主 な 実 施 担 当	☐ 危機対策課 ☐ 道路課 ☐ 健康推進課 ☐ 病院局											
防 災 関 係 機 関 等	☐ (公社)宮城県トラック協会石巻支部 ☐ 東日本旅客鉄道(株)仙台支社 ☐ <u>東部</u> 土木事務所 ☐ 石巻警察署 ☐ 河北警察署											
	1～3 (略) <u>(新設)</u>		1～3 (略) <u>4 輸送拠点等の運営に必要な人員・資機材の確保</u> <u>市は、県と協力し、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画変更の反映								
50	第 16 節 救助・救急及び消火資機材等の整備 (略)	50	第 16 節 救助・救急及び消火資機材等の整備 (略)									
51	第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 1 原子力災害医療体制等の整備 (略) <table><tr><td>※参考</td><td>宮城県原子力災害対策編(第 2 章第 17 節)の抜粋</td></tr><tr><td colspan="2">第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 (略) 1～2 (略) 3 原子力災害医療調整官の配置 (略) <u>—</u> 4～6 (略)</td></tr></table>	※参考	宮城県原子力災害対策編(第 2 章第 17 節)の抜粋	第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 (略) 1～2 (略) 3 原子力災害医療調整官の配置 (略) <u>—</u> 4～6 (略)		51	第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 1 原子力災害医療体制等の整備 (略) <table><tr><td>※参考</td><td>宮城県原子力災害対策編(第 2 章第 17 節)の抜粋</td></tr><tr><td colspan="2">第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 (略) 1～2 (略) 3 原子力災害医療調整官の配置 (略) <u>その他、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部、国の指定する原子力災害医療協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくこと。</u> 4～6 (略)</td></tr></table>	※参考	宮城県原子力災害対策編(第 2 章第 17 節)の抜粋	第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 (略) 1～2 (略) 3 原子力災害医療調整官の配置 (略) <u>その他、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部、国の指定する原子力災害医療協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくこと。</u> 4～6 (略)		県地域防災計画変更の反映
※参考	宮城県原子力災害対策編(第 2 章第 17 節)の抜粋											
第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 (略) 1～2 (略) 3 原子力災害医療調整官の配置 (略) <u>—</u> 4～6 (略)												
※参考	宮城県原子力災害対策編(第 2 章第 17 節)の抜粋											
第 17 節 原子力災害医療体制等の整備 (略) 1～2 (略) 3 原子力災害医療調整官の配置 (略) <u>その他、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部、国の指定する原子力災害医療協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくこと。</u> 4～6 (略)												
52	2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 (略)	52	2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 (略)	県地域防災計画変更の反映								

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	なお、市は、 <u> </u> 安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者等の事項を <u> </u> 平常時から周知するものとする。 (略)		なお、市は、 <u>原子力災害対策指針等を参考に</u> 、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者等の事項を <u>住民等へ</u> 平常時から周知するものとする。 (略)	
52	※参考 宮城県原子力災害対策編(第2章第17節7)の抜粋 7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 (略) なお、県及び関係市町は、 <u> </u> 安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を <u> </u> 平常時から周知するものとする。 (1) 事前配布体制の整備 (略) (2) 緊急時における配布体制の整備 ① (略) ② 県は、関係市町と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、 <u>禁忌等</u> について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 (3) 副作用に係る体制の整備 (略)	52	※参考 宮城県原子力災害対策編(第2章第17節7)の抜粋 7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 (略) なお、県及び関係市町は、 <u>原子力災害対策指針等を参考に</u> 、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を <u>住民等へ</u> 平常時から周知するものとする。 (1) 事前配布体制の整備 (略) (2) 緊急時における配布体制の整備 ① (略) ② 県は、関係市町と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、 <u>服用不適切者</u> について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 (3) 副作用に係る体制の整備 (略)	県地域防災計画変更の反映
54	第18節 物資の調達、供給活動 1 物資の調達、供給活動体制の整備 (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u> </u> (略) (2)～(3) (略)	54	第18節 物資の調達、供給活動 1 物資の調達、供給活動体制の整備 (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> (略) (2)～(3) (略)	県地域防災計画変更の反映
55	第19節 行政機関の業務継続計画の策定 (略)	55	第19節 行政機関の業務継続計画の策定 (略)	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等								
56	第 20 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。 (1) 放射性物質及び放射線の特性に関す__ こと。 (2) ～ (9) (略) 2 (略)	56	第 20 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。 (1) 放射性物質及び放射線の特性に関す <u>る</u> こと。 (2) ～ (9) (略) 2 (略)	脱字の修正								
56	3 市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮する__ よう努めるものとする。 4 ～ 6 (略)	56	3 市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮する <u>よう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する</u> よう努めるものとする。 4 ～ 6 (略)	県地域防災計画変更の反映								
57	第 21 節 防災業務関係者の人材育成 (略)	57	第 21 節 防災業務関係者の人材育成 (略)									
58	第 22 節 防災訓練等の実施 (略)	58	第 22 節 防災訓練等の実施 (略)									
60	第 23 節 原子力発電所上空の飛行規制 (略)	60	第 23 節 原子力発電所上空の飛行規制 (略)									
61	第 24 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 (略) 1 ～ 2 (略) 3 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安__ 職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するため必要な体制を整備するものとする。 4 (略)	61	第 24 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 (略) 1 ～ 2 (略) 3 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安 <u>部</u> 職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するため必要な体制を整備するものとする。 4 (略)	県地域防災計画変更の反映								
62	第 25 節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 (略)	62	第 25 節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 (略)									
63	第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針 (略)	63	第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針 (略)									
64	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 <table><tr><td>主 な 実 施 担 当</td><td>☐災害対策本部 ☐(<u>総</u>)本部連絡<u>班</u> ☐ (各)総務班 ☐ (市) 防疫班</td></tr><tr><td>防 災 関 係 機 関 等</td><td>☐東北電力 ☐宮城県 ☐原子力規制委員会 ☐宮城海上保安部 ☐<u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部 ☐石巻地方広域水道企業団 ☐石巻地区広域行政事務組合 ☐石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☐仙台管区气象台 ☐その他防災関係機関</td></tr></table> (略)	主 な 実 施 担 当	☐ 災害対策本部 ☐ (<u>総</u>)本部連絡 <u>班</u> ☐ (各)総務班 ☐ (市) 防疫班	防 災 関 係 機 関 等	☐ 東北電力 ☐ 宮城県 ☐ 原子力規制委員会 ☐ 宮城海上保安部 ☐ <u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部 ☐ 石巻地方広域水道企業団 ☐ 石巻地区広域行政事務組合 ☐ 石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☐ 仙台管区气象台 ☐ その他防災関係機関	64	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 <table><tr><td>主 な 実 施 担 当</td><td>☐災害対策本部 ☐(<u>危</u>)本部連絡<u>室</u>☐ (各)総務班 ☐ (市) 防疫班</td></tr><tr><td>防 災 関 係 機 関 等</td><td>☐東北電力 ☐宮城県 ☐原子力規制委員会 ☐宮城海上保安部 ☐<u>NTT東日本</u> (株)宮城事業部 ☐石巻地方広域水道企業団 ☐石巻地区広域行政事務組合 ☐石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☐仙台管区气象台 ☐その他防災関係機関</td></tr></table> (略)	主 な 実 施 担 当	☐ 災害対策本部 ☐ (<u>危</u>)本部連絡 <u>室</u> ☐ (各)総務班 ☐ (市) 防疫班	防 災 関 係 機 関 等	☐ 東北電力 ☐ 宮城県 ☐ 原子力規制委員会 ☐ 宮城海上保安部 ☐ <u>NTT東日本</u> (株)宮城事業部 ☐ 石巻地方広域水道企業団 ☐ 石巻地区広域行政事務組合 ☐ 石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☐ 仙台管区气象台 ☐ その他防災関係機関	組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
主 な 実 施 担 当	☐ 災害対策本部 ☐ (<u>総</u>)本部連絡 <u>班</u> ☐ (各)総務班 ☐ (市) 防疫班											
防 災 関 係 機 関 等	☐ 東北電力 ☐ 宮城県 ☐ 原子力規制委員会 ☐ 宮城海上保安部 ☐ <u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部 ☐ 石巻地方広域水道企業団 ☐ 石巻地区広域行政事務組合 ☐ 石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☐ 仙台管区气象台 ☐ その他防災関係機関											
主 な 実 施 担 当	☐ 災害対策本部 ☐ (<u>危</u>)本部連絡 <u>室</u> ☐ (各)総務班 ☐ (市) 防疫班											
防 災 関 係 機 関 等	☐ 東北電力 ☐ 宮城県 ☐ 原子力規制委員会 ☐ 宮城海上保安部 ☐ <u>NTT東日本</u> (株)宮城事業部 ☐ 石巻地方広域水道企業団 ☐ 石巻地区広域行政事務組合 ☐ 石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☐ 仙台管区气象台 ☐ その他防災関係機関											

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
64	1 警戒事態が発生した場合 (1) 原子力規制委員会 <u> </u> は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZ を含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ 外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。 (2) (略)	64	1 警戒事態が発生した場合 (1) 原子力規制委員会・ <u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u> は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZ を含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ 外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。 (2) (略)	県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正
65	2 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合 (1) ～ (3) (略) (4) (略)	65	2 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合 (1) ～ (3) (略) (4) (略)	県地域防災計画変更の反映 ※関係機関の追加 各機関名称の変更 系統線の整理

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
67	図 3 - 2 - 1 緊急時通報連絡系統図 官邸(内閣官房) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 原子力防災 専門官等 内閣府 (政策統括官 (防災担当)付 参事官室(災害 緊急事態対処)) 警察庁 警備局警備課 防衛省 運用企画局 事態対処課 厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 文部科学省 農林水産省 大臣官房文書課 総合災害対策室 海上保安庁 警備救難部 環境防災課 気象庁 総務部企画課 消防庁 特殊災害室 県 (知事) 環境放射線 監視センター 県内各市町村 (市町村長) 東北電力株式会社 女川原子力発電所 (原子力防災管理者) 本店 関係市町 (市、町長) 所在市町 関係周辺市町 石巻警察署 河北警察署 登米警察署 遠田警察署 南三陸警察署 — 宮城県警察本部 陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団司令部 海上自衛隊 横須賀地方総監部 航空自衛隊 第4航空団司令部 関係指定地方公共機関 — 第二管区海上保安本部 宮城海上保安部 石巻地区広域行政 事務組合消防本部 気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合消防本部 大崎地域広域行政 事務組合消防本部 登米市消防本部	67	図 3 - 2 - 1 緊急時通報連絡系統図 官邸(内閣官房) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 原子力防災 専門官等 内閣府 (政策統括官 (防災担当)付 参事官室(災害 緊急事態対処)) 警察庁 警備局警備課 防衛省 防衛政策局 運用政策課 厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 文部科学省 農林水産省 大臣官房文書課 総合災害対策室 海上保安庁 警備救難部 環境防災課 気象庁 総務部企画課 消防庁 特殊災害室 県 (知事) 環境放射線 監視センター 県内各市町村 (市町村長) 東北電力株式会社 女川原子力発電所 (原子力防災管理者) 本店 関係市町 (市、町長) 所在市町 関係周辺市町 石巻警察署 佐沼警察署 登米警察署 河北警察署 遠田警察署 南三陸警察署 — 宮城県警察本部 陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団司令部 海上自衛隊 横須賀地方総監部 航空自衛隊 第4航空団司令部 関係指定地方公共機関 — 第二管区海上保安本部 宮城海上保安部 石巻地区広域行政 事務組合消防本部 気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合消防本部 大崎地域広域行政 事務組合消防本部 登米市消防本部	
3～4	(略)	3～4	(略)	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
70	第3節 原子力災害警戒体制 1 市の警戒体制 (略) (1) 緊急事態区分等の各段階における体制 ア 事故故障等発生時 (略) <table><tr><th>配備区分</th><th>配備時期</th><th>配備内容</th></tr><tr><td>警戒配備</td><td>事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合</td><td><u>総務部</u>危機対策課・<u>総務課・管財課、</u>秘書広報課、総合支所及び支所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。</td></tr></table> (略)	配備区分	配備時期	配備内容	警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	<u>総務部</u> 危機対策課・ <u>総務課・管財課、</u> 秘書広報課、総合支所及び支所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。	70	第3節 原子力災害警戒体制 1 市の警戒体制 (略) (1) 緊急事態区分等の各段階における体制 ア 事故故障等発生時 (略) <table><tr><th>配備区分</th><th>配備時期</th><th>配備内容</th></tr><tr><td>警戒配備</td><td>事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合</td><td><u>危機管理部危機対策課・地域安全推進課・震災伝承課、総務部</u>秘書広報課、総合支所及び支所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。</td></tr></table> (略)	配備区分	配備時期	配備内容	警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	<u>危機管理部危機対策課・地域安全推進課・震災伝承課、総務部</u> 秘書広報課、総合支所及び支所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。	災対組織図の反映
配備区分	配備時期	配備内容														
警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	<u>総務部</u> 危機対策課・ <u>総務課・管財課、</u> 秘書広報課、総合支所及び支所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。														
配備区分	配備時期	配備内容														
警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	<u>危機管理部危機対策課・地域安全推進課・震災伝承課、総務部</u> 秘書広報課、総合支所及び支所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。														
71	イ～ウ (略) (2) 自然災害による配備基準との関係 警戒事態に該当する事象のうち、震度5<u>弱</u>以上<u> </u>の地震が発生した場合は、災害対策本部が設置されることから、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。また、津波警報又は大津波警報発令の場合も同様とする。 (3) (略)	71	イ～ウ (略) (2) 自然災害による配備基準との関係 警戒事態に該当する事象のうち、震度5<u>強</u>以上<u>(実測値)</u>の地震が発生した場合は、災害対策本部が設置されることから、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。また、津波警報又は大津波警報発令の場合も同様とする。 (3) (略)													

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
71	(4) 情報の収集 (略)	71	(4) 情報の収集 (略)	災対組織図の反映
72	図3-3-1 市の原子力災害警戒配備体制の組織及び所掌事務	72	図3-3-1 市の原子力災害警戒配備体制の組織及び所掌事務	
	市長 副市長 総務部長 危機対策課 1 国、県及び防災関係機関との通信連絡に関するこ と。 2 防災行政無線の総括に関すること。 3 原子力事業者からの事故状況把握及び情報収集に 関すること。 4 環境放射線監視センターからの情報に関するこ と。 総務課 部内の総括及び連絡調整並びに関係機関との連絡調整に 関すること。 秘書広報課 1 災害広報活動の総括に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 各総合支所 ・各支所 それぞれの所管に係る情報収集及び広報活動に関する こと。	市長 副市長 危機管理 部長 危機管理監 危機管理部 次長 危機対策課・地域安全推進課・震災伝承課 1 国、県及び防災関係機関との通信連絡に関するこ と。 2 防災行政無線の総括に関すること。 3 原子力事業者からの事故状況把握及び情報収集に 関すること。 4 環境放射線監視センターからの情報に関するこ と。 5 関係部課（所）との連絡調整並びに関係機関との連 絡調整に関すること。 秘書広報課 1 災害広報活動の総括に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 各総合支所 ・各支所 それぞれの所管に係る情報収集及び広報活動に関する こと。		

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等
73	表 3 - 3 - 1 原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）の組織及び分掌事務			73	表 3 - 3 - 1 原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）の組織及び分掌事務			災対組織図の反映
	職名	充当職	職 務		職名	充当職	職 務	
	本部長	<u>危機管理監</u>	市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。		本部長	<u>副市長（第1順位）</u>	市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。	
	副本部長	<u>総務部長</u>	本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。		副本部長	<u>副市長、危機管理部長</u>	本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。	
	本部員	<u>各部長</u>	副本部長を補佐し、災害応急対策に係る情報交換を行い、対策について協議決定する。また、副本部長が不在のときは、 <u>総務部次長</u> がその職務を代理する。		本部員	<u>教育長、危機管理監、各部長</u>	副本部長を補佐し、災害応急対策に係る情報交換を行い、対策について協議決定する。また、副本部長が不在のときは、 <u>危機管理監</u> がその職務を代理する。	
	連絡室長	危機 <u>対策課長</u>	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。		連絡室長	危機 <u>管理部次長</u>	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	
	連絡室副室長	危機対策課長 <u>補佐</u>	連絡室長を補佐し、連絡室長が不在のときは、その職務を代理する。		連絡室副室長	危機対策課長 <u> </u>	連絡室長を補佐し、連絡室長が不在のときは、その職務を代理する。	
	連絡室職員	危機対策課 <u>職員</u>	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。		連絡室職員	危機対策課・ <u>地域安全推進課・震災伝承課各課職員</u>	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。	
	連絡員	（略）	（略）		連絡員	（略）	（略）	
	その他の職員	（略）	（略）		その他の職員	（略）	（略）	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
74	図 3 - 3 - 2 原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）組織及び所掌事務 本 部 長：<u>危機管理監</u> 副本部長：<u>総務部長</u> 本 部 員：各部長 危機対策課 1 警戒本部運営の総合調整に関する事 2 気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関する事 3 国、県及び原子力事業者との通報連絡並びに事故状況の把握に関する事 4 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 5 モニタリング情報等の収集に関する事 6 環境放射線監視センターからの情報に関する事 7 消防団等との通報連絡に関する事 8 防災関係機関との通信連絡に関する事 9 防災行政無線の総括に関する事 10 自衛隊との調整に関する事 <u>総務課</u> <u>1 部内の総括及び連絡調整に関する事。</u> <u>2 他部との連絡調整に関する事。</u> <u>3 関係機関との連絡調整及び伝達に関する事。</u> <u>4 被害情報・分析に関する事。</u> <u>5 ライフライン機関との調整に関する事。</u> <u>6 物資調達に関する事。</u> 管財課 <u>1 会議室の調整に関する事。</u> <u>2 市有車両の配車に関する事。</u> 秘書広報課 1 災害広報活動の総括に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 各総合支所・各支所 1 それぞれの所管に係る情報収集及び広報活動に関する事。 2 警戒本部との連携に関する事。 本部連絡員 1 関係各部の災害応急対策実施の連絡に関する事。 2 本部長からの指示等の伝達に関する事。 関係部課（所）配備職員 1 関係各部課（所）の災害応急対策実施に関する事。 2 他部との連絡調整に関する事。 【本部連絡室】 室 長：<u>危機対策課長</u> 副室長：<u>危機対策課長補佐</u> 室 員：危機対策課職員 — — 〃：本部連絡員 (各部 1 人)	74	図 3 - 3 - 2 原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）組織及び所掌事務 本 部 長：<u>副市長（第 1 順位）</u> 副本部長：<u>副市長、危機管理部長</u> 本 部 員：<u>教育長、危機管理監、各部長</u> 危機対策課・<u>地域安全推進課</u>・<u>震災伝承課</u> 1 警戒本部運営の総合調整に関する事。 2 気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関する事 3 国、県及び原子力事業者との通報連絡並びに事故状況の把握に関する事。 4 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。 5 モニタリング情報等の収集に関する事。 6 環境放射線監視センターからの情報に関する事。 7 消防団等との通報連絡に関する事。 8 防災関係機関との通信連絡に関する事。 9 防災行政無線の総括に関する事。 10 自衛隊との調整に関する事。 <u>11 関係部課（所）との連絡調整に関する事。</u> <u>12 関係機関との連絡調整及び伝達に関する事。</u> <u>13 被害情報・分析に関する事。</u> <u>14 ライフライン機関との調整に関する事。</u> <u>15 物資調達に関する事。</u> 管財課 <u>市有車両の配車に関する事。</u> 秘書広報課 1 災害広報活動の総括に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 各総合支所・各支所 1 それぞれの所管に係る情報収集及び広報活動に関する事。 2 警戒本部との連携に関する事。 本部連絡員 1 関係各部の災害応急対策実施の連絡に関する事。 2 本部長からの指示等の伝達に関する事。 関係部課（所）配備職員 1 関係各部課（所）の災害応急対策実施に関する事。 2 他部との連絡調整に関する事。 【本部連絡室】 室 長：<u>危機管理部次長</u> 副室長：<u>危機対策課長</u> 室 員：危機対策課職員 <u>地域安全推進課職員</u> <u>震災伝承課職員</u> 〃：本部連絡員 (各部 1 人)	災対組織図の反映

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																												
75	第４節 緊急事態応急対策活動体制の確立 １ 市の緊急事態応急対策活動体制 （１）災害対策本部の設置基準及び体制 ア～イ （略） ウ 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性に鑑み、主要なものは図 ３－４－１のとおりとし、本計画に特 <u>定</u> の定めのない事項については、石巻市災害対 策本部運営要綱等によるものとする。	75	第４節 緊急事態応急対策活動体制の確立 １ 市の緊急事態応急対策活動体制 （１）災害対策本部の設置基準及び体制 ア～イ （略） ウ 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性に鑑み、主要なものは図 ３－４－１のとおりとし、本計画に特 <u>段</u> の定めのない事項については、石巻市災害対 策本部運営要綱等によるものとする。	県地域防災計画変更の反映																												
75 76	エ 災害対策本部連絡室 （略） 表３－４－１ 市の災害対策本部連絡室の組織及び分掌事務 <table><tr><th>職名</th><th>充当職</th><th>職務</th></tr><tr><td>室長</td><td><u>危機対策課長</u></td><td>本部長の命を受け、連絡室の所掌事務 を統括する。</td></tr><tr><td>副室長</td><td>危機対策課長<u>補佐</u></td><td>室長を補佐し、室長が不在のときは、 その職務を代理する。</td></tr><tr><td rowspan="2">職員</td><td>危機対策課職員 — —</td><td>上司の命を受け、連絡室の事務を処理す る。</td></tr><tr><td>各部の本部連絡員に 指名された職員</td><td>連絡室と所属部との連絡調整事務を 処理する。</td></tr></table> 表３－４－２ 市の災害対策本部連絡室の各係の分掌事務 （表略）	職名	充当職	職務	室長	<u>危機対策課長</u>	本部長の命を受け、連絡室の所掌事務 を統括する。	副室長	危機対策課長 <u>補佐</u>	室長を補佐し、室長が不在のときは、 その職務を代理する。	職員	危機対策課職員 — —	上司の命を受け、連絡室の事務を処理す る。	各部の本部連絡員に 指名された職員	連絡室と所属部との連絡調整事務を 処理する。	75 76	エ 災害対策本部連絡室 （略） 表３－４－１ 市の災害対策本部連絡室の組織及び分掌事務 <table><tr><th>職名</th><th>充当職</th><th>職務</th></tr><tr><td>室長</td><td><u>危機管理部次長</u></td><td>本部長の命を受け、連絡室の所掌事務 を統括する。</td></tr><tr><td>副室長</td><td>危機対策課長<u>　</u></td><td>室長を補佐し、室長が不在のときは、 その職務を代理する。</td></tr><tr><td rowspan="2">職員</td><td>危機対策課職員 <u>地域安全推進課職員</u> <u>震災伝承課職員</u></td><td>上司の命を受け、連絡室の事務を処理す る。</td></tr><tr><td>各部の本部連絡員に 指名された職員</td><td>連絡室と所属部との連絡調整事務を 処理する。</td></tr></table> 表３－４－２ 市の災害対策本部連絡室の各係の分掌事務 （表略）	職名	充当職	職務	室長	<u>危機管理部次長</u>	本部長の命を受け、連絡室の所掌事務 を統括する。	副室長	危機対策課長 <u>　</u>	室長を補佐し、室長が不在のときは、 その職務を代理する。	職員	危機対策課職員 <u>地域安全推進課職員</u> <u>震災伝承課職員</u>	上司の命を受け、連絡室の事務を処理す る。	各部の本部連絡員に 指名された職員	連絡室と所属部との連絡調整事務を 処理する。	災対組織図の反映
職名	充当職	職務																														
室長	<u>危機対策課長</u>	本部長の命を受け、連絡室の所掌事務 を統括する。																														
副室長	危機対策課長 <u>補佐</u>	室長を補佐し、室長が不在のときは、 その職務を代理する。																														
職員	危機対策課職員 — —	上司の命を受け、連絡室の事務を処理す る。																														
	各部の本部連絡員に 指名された職員	連絡室と所属部との連絡調整事務を 処理する。																														
職名	充当職	職務																														
室長	<u>危機管理部次長</u>	本部長の命を受け、連絡室の所掌事務 を統括する。																														
副室長	危機対策課長 <u>　</u>	室長を補佐し、室長が不在のときは、 その職務を代理する。																														
職員	危機対策課職員 <u>地域安全推進課職員</u> <u>震災伝承課職員</u>	上司の命を受け、連絡室の事務を処理す る。																														
	各部の本部連絡員に 指名された職員	連絡室と所属部との連絡調整事務を 処理する。																														
77	（２）～（７） （略） ２～４ （略）	77	（２）～（７） （略） ２～４ （略）																													

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
79	図 3 - 4 - 1 災害対策本部の組織及び分掌事務 ◎ は、各部の総括責任者を示す。 石巻市災害対策本部 本部長 市 長 副本部長 副市長 本部員 教育長 危機管理監 総務部長 復興企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業部長 建設部長 病院局事務部長 教育 事務局長 会計管理者 各総合支所長 消防団長 消防長若しくはその指名する消防吏員 ※ 1・2 本部連絡室 室 長：危機対策課長 副室長：危機対策課長補佐 室 員：危機対策課職員 〃			

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
80	— 災対復興企画部 — （部 長：復興企画部長 副部長：復興企画部次長 — 総務班（政策企画課） — 1 国及び県に対する要請等対策に関すること。 2 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — 応援班 — （復興推進課、SDG s 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、ICT総合推進課） 1 災対復興企画部の各班に対する応援派遣。 — 総務班(地域協働課) — 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — 防疫班(環境課) — 1 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 2 緊急時環境モニタリングの協力要員体制の整備に関すること。 — 清掃班 — （災害廃棄物対策課） し尿の収集及び処理に関すること。 — 災害廃棄物班 — （災害廃棄物対策課） 災害廃棄物等に関すること。 — 不明者対策班（市民課） — 行方不明者の対策に関すること。 — 災対荻浜支所 — 1 災対各部との連携に関すること。 — 災対渡波支所 — 2 地区内関係機関との通報連絡に関すること。 — 災対蛇田支所 — 3 退避、避難対策に関すること。 4 管内の防災対策に関すること。 — 災対稲井支所 — 1 災対市民生活部の各班に対する応援派遣。 — 応援班（スポーツ振興課） — — 総務班(健康推進課・保健福祉総務課) — 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — 救護班(健康推進課・夜間急患センター) — 1 緊急時医療対策に関すること。 2 医薬品確保対策に関すること。 — 援護班（介護福祉課） — 1 災害援護の総括に関すること。 2 避難行動要支援者対策に関すること。 — 避難収容班（保護課） — 退避、避難所及び避難者の収容に関すること。 — 援護班(保健福祉総務課・障害福祉課) — 1 災害援護の総括に関すること。 2 避難行動要支援者対策に関すること。 — 生活再建支援班 — （生活再建支援室） 被災者の生活支援に関すること。 — 応援班(保険年金課、子育て支援課、子ども家庭センター、子ども保育課、各保育施設、総合相談センター) — 1 災対保健福祉部の各班に対する応援派遣。 2 保育所及び放課後児童クラブ等児童の退避、避難対策に関すること。	80	— 災対復興企画部 — （部 長：復興企画部長 副部長：復興企画部次長 — 総務班（政策企画課） — 1 国及び県に対する要請等対策に関すること。 2 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — 応援班 — （復興推進課、SDG s 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、DX推進課） 1 災対復興企画部の各班に対する応援派遣。 — 総務班(地域協働課) — 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — 防疫班(環境課) — 1 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 2 緊急時環境モニタリングの協力要員体制の整備に関すること。 — 清掃班 — （ 廃棄物対策課） し尿の収集及び処理に関すること。 — 災害廃棄物班 — （ 廃棄物対策課） 災害廃棄物等に関すること。 — 不明者対策班（市民課） — 行方不明者の対策に関すること。 — 災対荻浜支所 — 1 災対各部との連携に関すること。 — 災対渡波支所 — 2 地区内関係機関との通報連絡に関すること。 — 災対蛇田支所 — 3 退避、避難対策に関すること。 — 災対稲井支所 — 4 管内の防災対策に関すること。 — 応援班（スポーツ振興課） — 1 災対市民生活部の各班に対する応援派遣。 — 総務班(保健福祉総務課) — 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — 救護班(健康推進課・夜間急患センター) — 1 緊急時医療対策に関すること。 2 医薬品確保対策に関すること。 — 援護班（保健福祉総務課・障害福祉課・介護福祉課） — 1 災害援護の総括に関すること。 2 避難行動要支援者対策に関すること。 — 避難収容班（保護課） — 退避、避難所及び避難者の収容に関すること。 — — — — 生活再建支援班 — （生活再建支援室） 被災者の生活支援に関すること。 — 応援班(臨時給付金室・保険年金課・子育て支援課・子ども家庭センター・子ども保育課・各保育施設・総合相談センター) — 1 災対保健福祉部の各班に対する応援派遣。 2 保育所及び放課後児童クラブ等児童の退避、避難対策に関すること。	災対組織図の反映

80

— 災対復興企画部 —

（部 長：復興企画部長
副部長：復興企画部次長

— 総務班（政策企画課） —

1 国及び県に対する要請等対策に関すること。
2 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。

— 応援班 —

（復興推進課、SDGs移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、DX推進課）

1 災対復興企画部の各班に対する応援派遣。

— 総務班(地域協働課) —

部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。

— 防疫班(環境課) —

1 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
2 緊急時環境モニタリングの協力要員体制の整備に関すること。

— 清掃班 —

（ 廃棄物対策課）

し尿の収集及び処理に関すること。

— 災害廃棄物班 —

（ 廃棄物対策課）

災害廃棄物等に関すること。

— 不明者対策班（市民課） —

行方不明者の対策に関すること。

— 災対荻浜支所 —

1 災対各部との連携に関すること。

— 災対渡波支所 —

2 地区内関係機関との通報連絡に関すること。

— 災対蛇田支所 —

3 退避、避難対策に関すること。

— 災対稲井支所 —

4 管内の防災対策に関すること。

— 応援班（スポーツ振興課） —

1 災対市民生活部の各班に対する応援派遣。

— 総務班(保健福祉総務課) —

部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。

— 救護班(健康推進課・夜間急患センター) —

1 緊急時医療対策に関すること。
2 医薬品確保対策に関すること。

— 援護班（保健福祉総務課・障害福祉課・介護福祉課） —

1 災害援護の総括に関すること。
2 避難行動要支援者対策に関すること。

— 避難収容班（保護課） —

退避、避難所及び避難者の収容に関すること。

— —

— 生活再建支援班 —

（生活再建支援室）

被災者の生活支援に関すること。

— 応援班(臨時給付金室・保険年金課・子育て支援課・こども家庭センター・子ども保育課・各保育施設・総合相談センター) —

1 災対保健福祉部の各班に対する応援派遣。
2 保育所及び放課後児童クラブ等児童の退避、避難対策に関すること。

災対組織図の反映

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
81	災対産業部 〔部長：産業部長 副部長：産業部次長〕 総務班（産業推進課） 1 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 2 消費流通の緊急対策に関すること。 3 食料の調達及び配分計画に関すること。 商工班（商工課、<u>観光課</u>） <u>救援物資の調達・観光客</u>に関すること。 — — 水産班（水産課、<u>水産物地方卸売市場管理事務所</u>） - 水産物の採取及び出荷制限に関すること。 農林班（農林課 —） 1 農産物の収穫及び出荷制限に関すること。 2 林産物採取及び出荷制限に関すること。 3 畜産物の出荷制限に関すること。 <u>応援班（農業委員会、ニホンジカ対策室）</u> <u>災対産業部の各班に対する応援派遣。</u> 災対建設部 〔部長：建設部長 副部長：建設部次長〕 総務班（都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進<u>室</u>） - 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 — — 道路班（道路課、<u>施設維持事務所</u>） - 緊急輸送道路等の機能確保に関すること。 建築班（建築課・<u>住宅課</u>） — — — 建築指導班（建築指導課） - 災対建設部の各班に対する応援派遣。 下水道<u>班</u>（下水道管理課・下水道建設課） — — — 災対病院部 〔部長： <u>事務部長</u> 副部長： <u>事務部次長</u>〕 総務班(病院管理課) 1 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 2 緊急時医療活動の派遣要員体制の整備に関すること。 <u>医療班</u> (診療・<u>薬剤</u>・医療技術・看護部<u>門</u>) - 救急患者に関すること。 — — 牡鹿 <u>班</u>（ <u>牡鹿病院</u>） —	81	災対産業部 〔部長：産業部長 副部長：産業部次長〕 総務班（産業推進課） 1 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 2 消費流通の緊急対策に関すること。 3 食料の調達及び配分計画に関すること。 商工班（商工課 —） <u>商工業政策・救援物資の調達</u>に関すること。 <u>観光班（観光政策課）</u> <u>観光施設・観光客対策に関すること。</u> 水産班（水産課・水産物地方卸売市場管理事務所） - 水産物の採取及び出荷制限に関すること。 農林班（農林課・<u>ニホンジカ対策室</u>） 1 農産物の収穫及び出荷制限に関すること。 2 林産物採取及び出荷制限に関すること。 3 畜産物の出荷制限に関すること。 — — 災対建設部 〔部長：建設部長 副部長：建設部次長〕 総務班（都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進<u>課</u>） - 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 <u>都市計画班（都市計画課）</u> <u>都市計画施設・都市公園等に関すること。</u> 道路班（道路課 —） - 緊急輸送道路等の機能確保に関すること。 建築班（建築課 —） — <u>住宅班（住宅課）</u> — 建築指導班（建築指導課） - 災対建設部の各班に対する応援派遣。 下水道<u>総務班</u>（下水道管理課・下水道建設課） — <u>ポンプ場班（下水道管理課・下水道建設課）</u> — <u>巡視班（下水道管理課・下水道建設課）</u> — 災対病院部 〔部長：<u>病院局</u> 事務部長 副部長：<u>病院局</u> 事務部次長〕 総務班(病院管理課) 1 部内総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 2 緊急時医療活動の派遣要員体制の整備に関すること。 <u>市立病院班</u> (診療部・医療技術部・看護部・<u>事務部</u>) - 救急患者に関すること。 — — 牡鹿<u>病院班</u> (<u>診療部門・事務部門</u>) —	災対組織図の反映 委員意見の反映修正

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
81	災害対策本部 部 長： 事務局長 副部長： 事務局次長 総務班 (教育総務課) 学校教育班(学校教育課) 学校管理班(学校管理課) 生涯学習班(生涯学習課) 応援班(他教育機関) 1 部内総括及び連絡調整並びに他 部との連絡調整に関すること。 2 学校保健衛生に関すること。 園児、生徒・児童の退避、避難 対策に関すること。 給食対策に関すること。 災害対策本部各班に対する応援派 遣。	82	災害対策本部 部 長：教育委員会 事務局長 副部長：教育委員会 事務局次長 総務班 (教育総務課・学校再編推進室) 学校教育班(学校安全推進 課・学校教育課) 学校管理班(学校管理課) 生涯学習班(生涯学習課・視 聴覚センター・博物館) 応援班(他教育機関) 1 部内総括及び連絡調整並びに他 部との連絡調整に関すること。 2 学校保健衛生に関すること。 園児、生徒・児童の退避、避難 対策に関すること。 給食対策に関すること。 災害対策本部各班に対する応援派 遣。	災害対策本部の反映 委員意見の反映修正
82	災害対策本部 支部長： 総合支所長 副支部長： 総合支所地域 振興課長 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 1 災害対応は、各災害対策本部の事務分 掌に準じる。 2 災害対策本部、各部との連携に 関すること。 3 避難所及び避難者の収容に関す ること。 4 管内の防災対策に関すること。 災害対策本部 部 長： 消防団長 副部長： 消防副団長 総務班 警防班 団の総括及び連絡調整に関するこ と。 1 広報活動に関すること。 2 避難誘導に関すること。	災害対策本部 支部長： 総合支所長 副支部長： 総合支所地域 振興課長 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 1 災害対応は、各災害対策本部の事務分 掌に準じる。 2 災害対策本部、各部との連携に 関すること。 3 避難所及び避難者の収容に関す ること。 4 管内の防災対策に関すること。 災害対策本部 部 長： 消防団長 副部長： 消防副団長 総務班 (地域安全推進課・ 各総合支所地域振興課) 警防班 (消防団員) 団の総括及び連絡調整に関するこ と。 1 広報活動に関すること。 2 避難誘導に関すること。		

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
83	本部長 知事 現地本部長 副知事(担当) 現地副本部長 復興・危機管理部副部長兼 東部地方振興事務所副所長兼総務部長 住民安全チーム リーダー： 東部保健福祉事務所 所員 チーム員： 東部地方振興事務所 所員 東部地方振興事務所登米地域事務所 所員 北部地方振興事務所 所員 気仙沼地方振興事務所 所員 モニタリングチーム ※ リーダー： 環境放射線監視センター 所長 チーム員： 環境放射線監視センター 所員 保健環境センター 所員 水産技術総合センター 所員 北部土木事務所 所員 東部土木事務所登米地域事務所 所員 東部土木事務所 所員 気仙沼土木事務所 所員 国派遣の緊急時モニタリング要員 その他派遣要員 ※ 緊急時モニタリング要員に準ずる 医療チーム リーダー： 薬務課 課員 チーム員： 医療政策課 課員 東部保健福祉事務所 所員 国派遣の緊急時医療要員 医療機関要員 その他派遣要員 警察チーム リーダー： 県警察本部警備部警備課 災害対策室長 チーム員： 県警察本部警備部警備課 課長補佐 県警察本部員 事務局 事務局長： 原子力安全対策課 原子力防災対策専門監 事務局次長： 原子力安全対策課 原子力防災対策班長 事務局員： 復興・危機管理総務課 課員 防災関係機関派遣連絡員 関係市町職員 陸上自衛隊員 海上保安部職員 石巻地区広域行政事務組合消防本部職員 登米市消防本部職員 大崎地域広域行政事務組合消防本部職員 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部職員 東北電力株式会社社員 その他本部長が必要と認める機関の職員 図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織	83	本部長 知事 現地本部長 副知事(担当) 現地副本部長 復興・危機管理部副部長兼 東部地方振興事務所副所長兼総務部長 住民安全チーム リーダー： 東部保健福祉事務所 所員 チーム員： 東部地方振興事務所 所員 東部地方振興事務所登米地域事務所 所員 北部地方振興事務所 所員 気仙沼地方振興事務所 所員 モニタリングチーム ※ リーダー： 環境放射線監視センター 所長 チーム員： 環境放射線監視センター 所員 保健環境センター 所員 水産技術総合センター 所員 北部土木事務所 所員 東部土木事務所登米地域事務所 所員 東部土木事務所 所員 気仙沼土木事務所 所員 国派遣の緊急時モニタリング要員 その他派遣要員 ※ 緊急時モニタリング要員に準ずる 医療チーム リーダー： 薬務課 課員 チーム員： 医療政策課 課員 東部保健福祉事務所 所員 国派遣の緊急時医療要員 医療機関要員 その他派遣要員 警察チーム リーダー： 県警察本部警備部警備課 災害対策室長 チーム員： 県警察本部警備部警備課 課長補佐 県警察本部員 事務局 事務局長： 原子力安全対策課 原子力防災対策担当課長 事務局次長： 原子力安全対策課 原子力防災対策班長 事務局員： 防災推進課 課員 防災関係機関派遣連絡員 関係市町職員 陸上自衛隊員 海上保安部職員 石巻地区広域行政事務組合消防本部職員 登米市消防本部職員 大崎地域広域行政事務組合消防本部職員 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部職員 東北電力株式会社社員 その他本部長が必要と認める機関の職員 図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織	県組織改編に伴う体制見直し
84	5 ～ 6 （略）	84	5 ～ 6 （略）	
84	7 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、<u>環境大臣</u>及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム<u> </u>を設置することとされている。 また、<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。	84	7 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、<u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u>及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）を設置することとされている。 また、<u>被災者</u>支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等								
	市は、国が設置する <u>原子力</u> 被災者 <u>生活</u> 支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。		市は、国が設置する <u>被災者</u> <u>支援</u> チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。									
84 85	8 防災業務関係者の安全確保 (略) (1)～(2) (略) (3) 防災業務関係者の放射線防護 ア (略) イ <u>被ばくの可</u> 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、定められた防災業務関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。 ウ～カ (略) 表3－4－4 防災業務関係者の防護指標 (表略)	84 85	8 防災業務関係者の安全確保 (略) (1)～(2) (略) (3) 防災業務関係者の放射線防護 ア (略) イ <u>被災者</u> 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、定められた防災業務関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。 ウ～カ (略) 表3－4－4 防災業務関係者の防護指標 (表略)	不要な記載の削除								
86	第5節 住民等への的確な情報伝達活動 <table><tr><td>主 な 実 施 担 当</td><td>□(<u>総</u>)本部連絡室 □(総)広報班</td></tr><tr><td>防 災 関 係 機 関 等</td><td>(略)</td></tr></table>	主 な 実 施 担 当	□(<u>総</u>)本部連絡室 □(総)広報班	防 災 関 係 機 関 等	(略)	86	第5節 住民等への的確な情報伝達活動 <table><tr><td>主 な 実 施 担 当</td><td>□(<u>危</u>)本部連絡室 □(総)広報班</td></tr><tr><td>防 災 関 係 機 関 等</td><td>(略)</td></tr></table>	主 な 実 施 担 当	□(<u>危</u>)本部連絡室 □(総)広報班	防 災 関 係 機 関 等	(略)	組織変更に伴う修正
主 な 実 施 担 当	□(<u>総</u>)本部連絡室 □(総)広報班											
防 災 関 係 機 関 等	(略)											
主 な 実 施 担 当	□(<u>危</u>)本部連絡室 □(総)広報班											
防 災 関 係 機 関 等	(略)											
86	流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は適切な対応を行える体制を整備する。 <u> </u>	86	流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は適切な対応を行える体制を整備する。 <u>なお、情報伝達手段については、従来の方法に加えて、スマートフォン向けアプリケーション等のデジタル技術の活用も推進するものとする。</u>	県地域防災計画変更の反映								
86 87	1 住民等への情報伝達活動 (1)～(5) (略) (6) 様々な情報伝達手段の活用 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、市報、広報車、掲示板、立看板等によるほか、 <u> </u> テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。 <u>また</u> 、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (略) (7) (略)	86 87	1 住民等への情報伝達活動 (1)～(5) (略) (6) 様々な情報伝達手段の活用 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、市報、広報車、掲示板、立看板等によるほか、 <u>住民避難を支援するためのスマートフォン向けアプリケーションを活用するものとする。また</u> 、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。 <u>その他</u> 、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (略) (7) (略)	県地域防災計画変更の反映								

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
87	2 住民等からの問い合わせに対する対応 (1) ～ (2) (略)	87	2 住民等からの問い合わせに対する対応 (1) ～ (2) (略)	
89	図3－5－1 住民に対する広報及び指示伝達系統図 (図略) —	89	図3－5－1 住民に対する広報及び指示伝達系統図 (図略) <u>※この図において、緊急事態応急対策実施区域又は第7節第2項に係る防護対策地区を示す。</u>	補足説明の追加
90	第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 主な実施担当 □災害対策本部 □(総)本部連絡班 □(各)総務班 □(市)防疫班 防災関係機関等 □東北電力 □宮城県 □原子力規制委員会 □宮城海上保安部 □東日本電信電話(株)宮城事業部・石巻営業支店 □石巻地方広域水道企業団 □石巻地区広域行政事務組合 □石巻地区広域行政事務組合消防本部 □仙台管区气象台 □その他防災関係機関	90	第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 主な実施担当 □災害対策本部 □(危)本部連絡室 □(各)総務班 □(市)防疫班 防災関係機関等 □東北電力 □宮城県 □原子力規制委員会 □宮城海上保安部 □NTT東日本(株)宮城事業部・石巻営業支店 □石巻地方広域水道企業団 □石巻地区広域行政事務組合 □石巻地区広域行政事務組合消防本部 □仙台管区气象台 □その他防災関係機関	組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
90	1 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (略)	90	1 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (略)	県地域防災計画変更の反映
91	※参考 宮城県原子力災害対策編(第3章第6節)の抜粋 第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施 (1) (略) (2) 施設敷地緊急事態における対応 県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング班を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）の立ち上げに協力する。 関係機関の緊急時モニタリングの実施は緊急時モニタリングセンターが統括することとなっており、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、現地災害対策本部のモニタリング班は緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施することとする。 緊急時モニタリングセンターは、設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会 原子力事故 対策本部に連絡する。この際、センター長が不在の間は、現地災害対策本部のモニタリング班長が代行する体制とする。 (3) 全面緊急事態以降における対応	91	※参考 宮城県原子力災害対策編(第3章第6節)の抜粋 第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施 (1) (略) (2) 施設敷地緊急事態における対応 県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリングチームを設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）の立ち上げに協力する。 関係機関の緊急時モニタリングの実施は緊急時モニタリングセンターが統括することとなっており、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、現地災害対策本部のモニタリングチームは緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施することとする。 緊急時モニタリングセンターは、設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡する。この際、センター長が不在の間は、現地災害対策本部のモニタリングチームリーダーが代行する体制とする。 (3) 全面緊急事態以降における対応	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

92	緊急時モニタリングセンターは、全面緊急事態 (General Emergency) に至った場合、PAZ <u>圏</u> の避難が開始されることや放射性物質放出後の OIL に基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを適宜変更する。 (4) ～ (5) (略) 2 ～ 3 (略) 4 関係機関等への協力要請 (1) 情報提供の要請 本部長は、現地災害対策本部のモニタリング<u>班</u>を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。 (略) (2) ～ (3) (略) 5 モニタリングに係る県の組織及び業務 (1) モニタリング体制 モニタリング体制については、緊急事態区分等の各段階に応じて構築することとし、その組織は、図 3－6－1 のとおりとする。 図 3－6－1 緊急事態区分の各段階における県のモニタリング体制 ①～② (略) ③災害対策本部 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング<u>班</u>を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター立ち上げに協力する。 緊急時モニタリングセンター設置後は、緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施し、全面緊急事態 (General Emergency) に至った場合、緊急時モニタリング実施計画等に基づいてモニタリングを重点的に実施する地点などを変更し、緊急時モニタリングを継続する。 モニタリング<u>班</u>長 (モニタリング<u>副班</u>長) モニタリング<u>班</u>員 ・ 県 ・ 原子力事業者 ・ 関係市町等協力要員 ・ 他県等派遣要員	92	緊急時モニタリングセンターは、全面緊急事態 (General Emergency) に至った場合、PAZ <u>区</u> の避難が開始されることや放射性物質放出後の OIL に基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを適宜変更する。 (4) ～ (5) (略) 2 ～ 3 (略) 4 関係機関等への協力要請 (1) 情報提供の要請 本部長は、現地災害対策本部のモニタリング<u>チーム</u>を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。 (略) (2) ～ (3) (略) 5 モニタリングに係る県の組織及び業務 (1) モニタリング体制 モニタリング体制については、緊急事態区分等の各段階に応じて構築することとし、その組織は、図 3－6－1 のとおりとする。 図 3－6－1 緊急事態区分の各段階における県のモニタリング体制 ①～② (略) ③災害対策本部 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング<u>チーム</u>を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター立ち上げに協力する。 緊急時モニタリングセンター設置後は、緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施し、全面緊急事態 (General Emergency) に至った場合、緊急時モニタリング実施計画等に基づいてモニタリングを重点的に実施する地点などを変更し、緊急時モニタリングを継続する。 モニタリング<u>チーム</u>リーダー (モニタリング<u>チーム</u>サブリーダー) モニタリング<u>チーム</u>員 ・ 県 ・ 原子力事業者 ・ 関係市町等協力要員 ・ 他県等派遣要員	
93		93		

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

94

(2) モニタリング班の業務

モニタリング班は、表3－6－1に示す職位及びチームで構成する。

表3－6－1 モニタリング班の業務

職位及び <u>チーム名</u>	概 要
<u>班 長</u>	<u>班</u> の編成及び班業務の指揮総括
<u>副 班 長</u>	<u>班長</u> の補佐及び職務代理
企画調整 <u>チーム</u>	1 <u>放出源、気象及び経路情報の確認・分析</u> 2 <u>緊急時モニタリング計画見直し等の提案及び同案修正への参画</u> 3 <u>モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成</u> 4 <u>ERC</u> への動員要請リストの作成 5 <u>EMCのすべての文書の原本管理への参画</u> 6 <u>EMCの運営支援への参画 2</u> — — — —
情報収集管理 <u>チーム</u>	1 <u>放出源、気象及び経路情報の収集</u> 2 <u>連続モニターによる監視</u> 3 <u>モニタリング要員の派遣要請</u> 4 <u>各チームとの連絡（指示伝達及び情報収集）</u> 5 <u>モニタリング要員の被ばく管理</u> 6 <u>緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理</u> 7 <u>緊急時モニタリング結果の妥当性の確認</u> 8 <u>EMCの活動内容の記録への参画</u> — — — —

94

94

(2) モニタリングチームの業務

モニタリングチームは、表3－6－1に示す職位及び担当で構成する。

表3－6－1 モニタリングチームの業務

職位及び <u>担当</u>	概 要
<u>チームリーダー</u>	<u>チーム</u> の編成及び班業務の指揮総括
<u>サブリーダー</u>	<u>チームリーダー</u> の補佐及び職務代理
企画調整 <u>担当</u>	1 <u>緊急時モニタリング実施計画案の修正</u> 2 <u>緊急時モニタリング実施に関する指示書・作業手順書の作成</u> 3 <u>緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案</u> 4 <u>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center）への動員要請リストの作成</u> 5 <u>EMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集</u> 6 <u>EMCの全ての文書の原本管理への参画</u> 7 <u>EMCの運営支援への参画</u>
情報収集管理 <u>担当</u>	1 <u>緊急時モニタリング結果の整理</u> 2 <u>気象情報や現地状況等の関連情報の整理及び緊急時モニタリング結果への付与</u> 3 <u>緊急時モニタリング結果の妥当性の確認</u> 4 <u>EMCの活動内容の記録への参画</u> 5 <u>ERC放射線班、OFC放射線班、EMC内及び各担当との情報伝達</u> 6 <u>情報共有システム、テレメータ及び固定観測局の監視、維持及び異常値への対応</u> 7 <u>測定・採取班及び分析班のチーム編成</u> 8 <u>指示書の共有及び測定・分析の指示</u> 9 <u>関連情報のとりまとめ及び情報収集管理グループへの報告</u> 10 <u>分析進捗状況の確認</u> 11 <u>測定採取担当のスクリーニング、使用した資機材等の汚染管理及び安全管理</u> 12 <u>緊急時モニタリング結果の再確認への対応</u>

94

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

	<table><tr><td>分析チーム</td><td>1 <u>積算線量測定積算線量測定</u> 2 <u>環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定</u> 3 <u>測定採取チームの資機材準備及び作業場所等の養生</u> 4 <u>測定採取チーム要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理</u> 5 <u>測定採取チームからの採取試料の受領及び試料前処理</u> 6 <u>情報収集管理チームへの結果等の報告</u> 7 <u>情報収集管理チームからの再確認依頼への対応</u> 8 <u>分析済試料の管理</u></td></tr><tr><td>測定採取チーム</td><td>1 <u>移動観測車による放射線の測定</u> 2 <u>可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定</u> 3 <u>大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取</u> 4 <u>積算線量計の配置及び回収積算線量計の配置及び回収</u> 5 <u>飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取</u></td></tr></table>	分析チーム	1 <u>積算線量測定積算線量測定</u> 2 <u>環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定</u> 3 <u>測定採取チームの資機材準備及び作業場所等の養生</u> 4 <u>測定採取チーム要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理</u> 5 <u>測定採取チームからの採取試料の受領及び試料前処理</u> 6 <u>情報収集管理チームへの結果等の報告</u> 7 <u>情報収集管理チームからの再確認依頼への対応</u> 8 <u>分析済試料の管理</u>	測定採取チーム	1 <u>移動観測車による放射線の測定</u> 2 <u>可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定</u> 3 <u>大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取</u> 4 <u>積算線量計の配置及び回収積算線量計の配置及び回収</u> 5 <u>飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取</u>		<table><tr><td>測定採取担当</td><td>1 <u>作業場所及び測定器の汚染防止のための養生</u> 2 <u>測定採取担当からの試料受領及び前処理</u> 3 <u>試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告</u> 4 <u>分析進捗状況の報告</u> 5 <u>分析試料の保管</u> 6 <u>大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作</u> — —</td></tr><tr><td>分析担当</td><td>1 <u>可搬型モニタリングポストの設置</u> 2 <u>モニタリングカー及びサーベイメータによる空間放射線量率の測定及び結果等の報告</u> 3 <u>飲料水及び土壌等環境試料の採取及び分析担当への引渡し</u> 4 <u>屋外で活動する要員の被ばく管理</u> 5 <u>大気モニタのろ紙及びヨウ素サンプラの吸着材の回収・設置</u></td></tr></table>	測定採取担当	1 <u>作業場所及び測定器の汚染防止のための養生</u> 2 <u>測定採取担当からの試料受領及び前処理</u> 3 <u>試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告</u> 4 <u>分析進捗状況の報告</u> 5 <u>分析試料の保管</u> 6 <u>大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作</u> — —	分析担当	1 <u>可搬型モニタリングポストの設置</u> 2 <u>モニタリングカー及びサーベイメータによる空間放射線量率の測定及び結果等の報告</u> 3 <u>飲料水及び土壌等環境試料の採取及び分析担当への引渡し</u> 4 <u>屋外で活動する要員の被ばく管理</u> 5 <u>大気モニタのろ紙及びヨウ素サンプラの吸着材の回収・設置</u>	
分析チーム	1 <u>積算線量測定積算線量測定</u> 2 <u>環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定</u> 3 <u>測定採取チームの資機材準備及び作業場所等の養生</u> 4 <u>測定採取チーム要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理</u> 5 <u>測定採取チームからの採取試料の受領及び試料前処理</u> 6 <u>情報収集管理チームへの結果等の報告</u> 7 <u>情報収集管理チームからの再確認依頼への対応</u> 8 <u>分析済試料の管理</u>											
測定採取チーム	1 <u>移動観測車による放射線の測定</u> 2 <u>可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定</u> 3 <u>大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取</u> 4 <u>積算線量計の配置及び回収積算線量計の配置及び回収</u> 5 <u>飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取</u>											
測定採取担当	1 <u>作業場所及び測定器の汚染防止のための養生</u> 2 <u>測定採取担当からの試料受領及び前処理</u> 3 <u>試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告</u> 4 <u>分析進捗状況の報告</u> 5 <u>分析試料の保管</u> 6 <u>大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作</u> — —											
分析担当	1 <u>可搬型モニタリングポストの設置</u> 2 <u>モニタリングカー及びサーベイメータによる空間放射線量率の測定及び結果等の報告</u> 3 <u>飲料水及び土壌等環境試料の採取及び分析担当への引渡し</u> 4 <u>屋外で活動する要員の被ばく管理</u> 5 <u>大気モニタのろ紙及びヨウ素サンプラの吸着材の回収・設置</u>											
(3)	(略)	95	(3)	(略)								
96	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動 1 屋内退避、避難の受入れ等の防護措置の実施 ア 市は、警戒事態等が発生<u>時</u>には、国若しくは県の要請又は自らの判断により、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置の準備を行うものとする。 イ 市は、施設敷地緊急事態が発生<u>時</u>には、国若しくは県の要請又は自らの判断により、PAZ 内における予防的防護措置（避難等）の準備を行うとともに、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置及び施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置（屋内退避等）を行うこととし、また、国若しくは県の要請又は自らの判断により、UPZ 内における予防的防護措置等（屋内退避等）の準備を行うこととする。 (略) ウ～ケ (略) (略)	96	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動 1 屋内退避、避難の受入れ等の防護措置の実施 ア 市は、警戒事態等が発生<u>した場合</u>には、国若しくは県の要請又は自らの判断により、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置の準備を行うものとする。 イ 市は、施設敷地緊急事態が発生<u>した場合</u>には、国若しくは県の要請又は自らの判断により、PAZ 内における予防的防護措置（避難等）の準備を行うとともに、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置及び施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置（屋内退避等）を行うこととし、また、国若しくは県の要請又は自らの判断により、UPZ 内における予防的防護措置等（屋内退避等）の準備を行うこととする。 (略) ウ～ケ (略) (略)	県計画との整合								

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

97	(2) 避難所等 ア 市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型インフルエンザ感染症を含む</u> 感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数__等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段についても整備するものとする。 イ～オ (略)	97	(2) 避難所等 ア 市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、__感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数、 <u>家庭動物の受入れ方法</u> 等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段についても整備するものとする。 イ～オ (略)	県地域防災計画変更の反映
98	カ 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、__食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u> 、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、__必要な措置を講じるよう努めるものとする。 キ 市は、県の協力のもと、避難所における <u>新型インフルエンザ感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ク (略) また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 <u>新型インフルエンザ感染症を含む</u> 感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。 ケ (略) なお、市は県と連携し、避難所・避難場所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ__を早期に設置するとともに、__被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	98	カ 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u> 、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、__入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、 <u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など</u> 、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 キ 市は、県の協力のもと、避難所における__感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ク (略) また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 <u>感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。</u> ケ (略) なお、市は県と連携し、避難所・避難場所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ <u>やマンホールトイレ</u> を早期に設置するとともに、 <u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるなど</u> 、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

98	コ～サ （略） シ 市は、県と連携し、必要に応じ、<u> </u>避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ス （略） セ 市は、県の協力の下、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>による</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 ソ （略） （３） （略）	99	コ～サ （略） シ 市は、県と連携し、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ス （略） セ 市は、県の協力の下、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 ソ （略） （３） （略）	
99	（４）広域一時滞在 ア 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び広域避難所、応急仮設住宅等への受入<u> </u>が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難者受入れに当たっては、当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ （略）	99	（４）広域一時滞在 ア 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び広域避難所、応急仮設住宅等への受入<u>れ</u>が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難者受入れに当たっては、当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ （略）	用語の統一
99	※参考 宮城県原子力災害対策編(第3章第7節1)の抜粋 （２）指定避難所等 ⑤ （略） ⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>による</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 （３）～（４） （略） （５）避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施（略） <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 （６） （略）	99	※参考 宮城県原子力災害対策編(第3章第7節1)の抜粋 （２）指定避難所等 ⑤ （略） ⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 （３）～（４） （略） （５）避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施（略） <u> </u>感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 （６） （略）	県地域防災計画変更の反映
100		100		
101	（５）～（７） （略）	101	（５）～（７） （略）	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

102	(8) 学校等施設における防護措置 PAZ においては、警戒事態で生徒等を保護者へ引き渡すものとする。保護者への引渡しができなかった生徒等は、施設敷地緊急事態で、教職員等引率のもと避難し、避難所で保護者に引き渡すものとする。 (略) (9) ～ (10) (略) (11) 飲食物、生活必需品等の供給 ア 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 <u>を</u> はじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地域の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 イ～エ (略) 2 (略)	102	(8) 学校等施設における防護措置 PAZ においては、警戒事態で生徒等を保護者へ引き渡すものとする。保護者への引き渡しができなかった生徒等は、施設敷地緊急事態で、教職員等引率のもと避難し、避難所で保護者に引き渡すものとする。 (略) (9) ～ (10) (略) (11) 飲食物、生活必需品等の供給 ア 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 <u>や家庭動物の飼養に関する資材</u> はじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地域の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 イ～エ (略) 2 (略)	県地域防災計画変更の反映
103	3 防護措置の方法等 (1) 屋内退避 ア～イ (略) ウ <u>新型インフルエンザ感染症を含む</u> 感染症流行下においては、市は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 (略) (2) ～ (3) (略)	103	3 防護措置の方法等 (1) 屋内退避 ア～イ (略) ウ <u>感染症</u> 流行下においては、市は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 (略) (2) ～ (3) (略)	県地域防災計画変更の反映
104	4 ～ 5 (略)	105	4 ～ 5 (略)	
105	6 避難者の輸送 (略) <u>新型インフルエンザ感染症を含む</u> 感染症流行下においては、市は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 (略)	105	6 避難者の輸送 (略) <u>感染症</u> 流行下においては、市は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 (略)	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表

106	図3-7-1 避難等指示伝達系統図 7 (略)	106	図3-7-1 避難等指示伝達系統図 7 (略)	
107	第7節の2 治安の確保及び火災の予防 (略)	107	第7節の2 治安の確保及び火災の予防 (略)	
108	第7節の3 飲食物の摂取制限及び出荷制限 (略)	108	第7節の3 飲食物の摂取制限及び出荷制限 (略)	
109	第8節 緊急輸送活動 (略)	109	第8節 緊急輸送活動 (略)	
110	第9節 救助・救急及び消火活動 (略)	110	第9節 救助・救急及び消火活動 (略)	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

111	第 10 節 原子力災害医療活動 (略) ※参考 宮城県原子力災害対策編(第 3 章第 10 節)の抜粋 第 10 節 原子力災害医療活動 1 (略) 2 原子力災害医療活動の実施 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u> 広島大学、長崎大学</u>)に搬送するものとする。 (8) ～ (10) (略)	111	第 10 節 原子力災害医療活動 (略) ※参考 宮城県原子力災害対策編(第 3 章第 10 節)の抜粋 第 10 節 原子力災害医療活動 1 (略) 2 原子力災害医療活動の実施 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u>福井大学、</u>広島大学、長崎大学)に搬送するものとする。 (8) ～ (10) (略)	県地域防災計画変更の反映
115	第 11 節 労働災害時の被ばく医療活動 (略) ※参考 宮城県原子力災害対策編(第 3 章第 11 節)の抜粋 第 11 節 労働災害時の被ばく医療活動 (略) (1) 原子力発電所における初期対応 原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断(スクリーニング)を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等<u>原子力災害</u>拠点病院に消防機関の協力を得て搬送するものとする。 (2) ～ (3) (略) (4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u> 広島大学、長崎大学</u>)に搬送するものとする。 (5) (略)	115	第 11 節 労働災害時の被ばく医療活動 (略) ※参考 宮城県原子力災害対策編(第 3 章第 11 節)の抜粋 第 11 節 労働災害時の被ばく医療活動 (略) (1) 原子力発電所における初期対応 原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断(スクリーニング)を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等 <u> 拠点病院</u>に消防機関の協力を得て搬送するものとする。 (2) ～ (3) (略) (4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u>福井大学、</u>広島大学、長崎大学)に搬送するものとする。 (5) (略)	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

			116 図 3－11－1 労働災害時の被ばく医療活動実施系統図 高度被ばく医療支援センター ----- 国立大学法人弘前大学（※ 1） ----- 長期的かつ専門的治療、等 搬送 除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者等 原子力災害拠点病院（30km圏外） ----- 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター（※ 2） ----- 国立大学法人東北大学病院 ----- 線量測定、除染処置、救急処置、等 搬送 転院搬送が必要な被ばく傷病者等 原子力災害拠点病院（30km圏内） ----- 日本赤十字社石巻赤十字病院 ----- 線量測定、除染処置、救急処置、等 石巻地区広域行政事務組合消防本部により搬送 被ばく傷病者等 東北電力株式会社 ※ 1 原則弘前大学となるが、被ばく傷病者等の状況により、福島県立医科大学を含む他の高度被ばく医療支援センターも対象となる。 ※ 2 内部被ばくの線量評価が必要とされた被ばく傷病者等は、仙台医療センターで受け入れる。	県計画との整合 （県計画の抜粋部分の文章中に図参照と記されているが、図まで抜粋表示されていなかったため追加）
116	第 12 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 （略） 1 市のとるべき措置 （略） （1）事故の通報を受けた市は、県と相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要は措置を実施するものとする。	117	第 12 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 （略） 1 市のとるべき措置 （略） （1）事故の通報を受けた市は、県と相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。	誤記の修正

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

	(2) (略)		(2) (略)	
116	2 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置 (1) (略) 表 3 - <u>11</u> - 1 通報基準 (表略) (2) (略)	117	2 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置 (1) (略) 表 3 - <u>12</u> - 1 通報基準 (表略) (2) (略)	誤記の修正
117	第 13 節 自発的支援の受入れ等 (略) 1 ボランティアの受入れ (1) 市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、 <u>老人介護や通訳等</u> ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 (略) (2) (略) 2～3 (略)	118	第 13 節 自発的支援の受入れ等 (略) 1 ボランティアの受入れ (1) 市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、 <u>ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</u> (略) (2) (略) 2～3 (略)	県地域防災計画変更の反映
118	第 14 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)	119 120	第 14 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略) <u>(空白ページ挿入)</u>	
119 120	第 4 章 原子力災害中長期対策 第 1 節 基本方針 (略) 第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び <u>原子力</u> 被災者 <u>生活</u> 支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。	121 122	第 4 章 原子力災害中長期対策 第 1 節 基本方針 (略) 第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び <u>被災者</u> 支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。	県地域防災計画変更の反映
121 122 123 124	第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略) 第 4 節 放射性物質による環境汚染への対処 (略) 第 5 節 各種制限措置等の解除 (略) 第 6 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)	123 124 125 126	第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略) 第 4 節 放射性物質による環境汚染への対処 (略) 第 5 節 各種制限措置等の解除 (略) 第 6 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)	

石巻市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

125	第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成		127	第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成		組織変更に伴う修正
	主 な 実 施 担 当	□（ <u>総</u> ）本部連絡 <u>班</u> □（保）救護班 □（保）避難収容班		主 な 実 施 担 当	□（ <u>危</u> ）本部連絡 <u>室</u> □（保）救護班 □（保）避難収容班	
	防 災 関 係 機 関 等	（略）		防 災 関 係 機 関 等	（略）	
	1 ～ 2 （略）			1 ～ 2 （略）		
126	第 8 節 風評被害等の影響の軽減 （略）		128	第 8 節 風評被害等の影響の軽減 （略）		
127	第 9 節 被災者等の生活再建等の支援 1 ～ 3 （略） 4 市は、国及び県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>見</u> 見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。		129	第 9 節 被災者等の生活再建等の支援 1 ～ 3 （略） 4 市は、国及び県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により、</u> 見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。		県地域防災計画変更の反映
128	第 10 節 被災中小企業等に対する支援 （略）		130	第 10 節 被災中小企業等に対する支援 （略）		
129	第 11 節 心身の健康相談体制の整備 （略）		131	第 11 節 心身の健康相談体制の整備 （略）		
130	第 12 節 物価の監視 （略）		132	第 12 節 物価の監視 （略）		
131	第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除 （略）		133	第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除 （略）		